



土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

金沢地方気象台は、地震の影響を考慮した大雨警報・注意報の暫定基準を見直し、令和 3 年 3 月 16 日から通常基準により運用します。

令和 2 年 3 月 13 日 02 時 18 分頃に発生した石川県能登地方を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、金沢地方気象台が発表する土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、震度 5 強を観測した輪島市では通常の 8 割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、石川県と金沢地方気象台が共同で発表する石川県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行なうこととしています。

今般、石川県土砂災害警戒情報の暫定基準を令和 3 年 3 月 16 日をもって通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

なお、気象庁で提供する「危険度分布」※についても、通常基準による判定となりますので、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用してください。

記

1 暫定基準を変更する日時

令和 3 年 3 月 16 日 13 時

2 暫定基準を廃止して通常基準とする市(別紙に図示)

輪島市

これにより、石川県内の市町はすべて通常基準となります。

※「危険度分布」は、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等を補足する情報です。

危険度分布: <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

(詳細) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：金沢地方気象台 担当 竹橋・平野

電話 076-260-1462 FAX 076-260-1466

大雨警報・注意報の暫定基準を廃止する市



8 割の暫定基準から通常基準に戻す市